



2022年1月31日

各 位

会 社 名 フォスター電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 C00 成 川 敦  
(コード6794、東証1部)  
問合せ先 I R・法務部長 山本 有三  
(TEL : 042-546-2305)

### 株式給付信託 (BBT) への追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。) に対して、金銭を追加拠出することにつき決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本制度の概要につきましては、2017年5月15日付「取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2017年7月28日付「業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 追加拠出の理由

当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要なと見込まれる株式を本信託が取得するための資金として、本信託に金銭を追加拠出 (以下「追加信託」といいます。) することとしました。

なお、今回の追加信託によって当社株式等の給付が発生するものではございません。本制度は、当社の取締役及び執行役員 (社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。) に対して、当社業績の指標である中期事業計画の達成度合に連動した株式報酬を支給するものです。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、追加信託直後ではなく、原則として取締役等の退任時となります。

#### 2. 追加信託の概要

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 追加信託日     | : 2022年2月1日 (予定)              |
| (2) 追加信託金額    | : 50,000,000円 (注1) (注2)       |
| (3) 取得する株式の種類 | : 当社普通株式                      |
| (4) 取得株式数の上限  | : 65,200株                     |
| (5) 株式の取得期間   | : 2022年2月2日から2022年2月8日まで (予定) |
| (6) 株式の取得方法   | : 立会外取引を中心に取引所市場より取得          |

(注1) 本信託は、追加信託金額 (50,000,000円) および信託財産に属する金銭 (9,000,000円) の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

(注2) 追加信託した金銭のうち、株式を取得するに当たって利用されなかった部分については、速やかに委託者たる当社に返還されます。

以 上

(ご参考)



2017年5月15日

各 位

## 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成29年6月22日開催の第83期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 導入の目的

本制度は、取締役等と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上により資する報酬体系を構築することを目的としています。

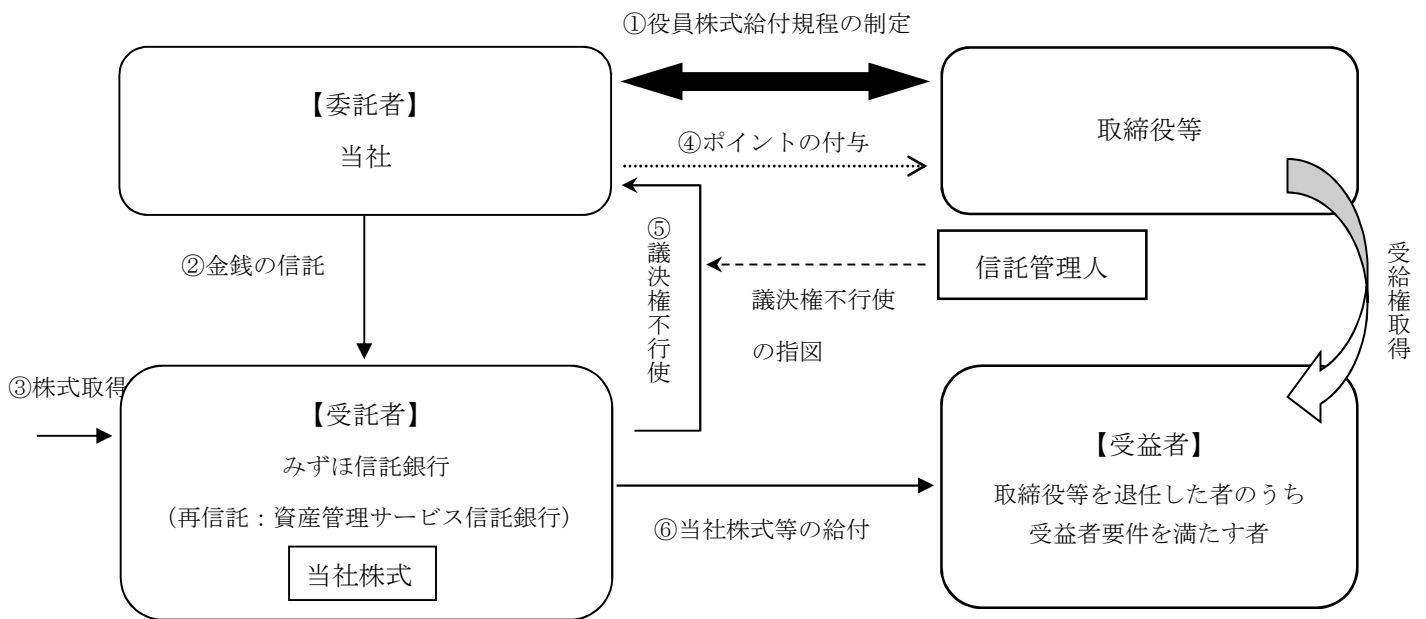
#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本制度の概要

本制度に基づき設定される信託（以下、「本信託」といいます。）が、当社の拠出する金銭を原資として当社株式を取得します。本信託は、当社株式及び当社株式の時価相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、当社の定める役員株式給付規程に従って、取締役等に給付します。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（報酬諮問委員会により選定された者とします。）

(3) 信託期間

平成 29 年 8 月（予定）から本信託が終了するまでとします。

なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 信託金額（報酬等の額）

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3

事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、220百万円(内、取締役分175百万円)を上限とした資金を本信託に拠出します。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、220百万円(内、取締役分175百万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は220百万円(内、取締役分175百万円)を上限とします。なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、111千株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、職務内容や責任等に応じて基準ポイントを付与します。各事業年度に関して付与した基準ポイントに中期経営計画の達成度に応じた係数(1.0以下とします)を乗じます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、37,000ポイント(内、取締役分29,000ポイント)を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成29年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 平成29年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 平成29年8月（予定）から信託終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

各位

## 業績連動型株式報酬制度の導入に伴う

## 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日付で公表した「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

## 記

## 1. 処分の概要

(1) 払込期日	平成29年8月16日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 111,000株
(3) 処分価額	1株につき金1,972円
(4) 処分価額総額	218,892,000円
(5) 処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年5月15日付で本制度の導入を公表し、その後、平成29年6月22日開催の第83期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、平成29年5月15日付「取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、平成29年6月22日開催の第83期定時株主総会でご承認いただいた当初対象期間（下記「信託契約（株式給付信託契約）の概要」参照）に対応する拠出資金220百万円（内、取締役分175百万円）の範囲内で、取締役等株式給付規程に基づき、当初対象期間中に当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するものであります。また、その希薄化の規模は平成29年3月31日現在の発行済株式総数26,931,051株に対し0.41%（小数点第3位を四捨五入、平成29年3月31日現在の総議決権個数257,202個に対する割合0.43%）となりますが、本制度による当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付は取締役等の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

本制度は、取締役等と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上により資する報酬体系を構築することを目的としています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 【信託契約（株式給付信託契約）の概要】

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

受 益 者	みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 取締役等を退任した者のうち、取締役等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	平成 29 年 8 月 16 日（予定）
信託設定日	平成 29 年 8 月 16 日（予定）
信託の期間	平成 29 年 8 月 16 日（予定）から信託が終了するまで
当初対象期間	平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における終値としました。取締役会決議日の直前営業日の終値としましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、払込金額として合理的であると考えたためです。

なお処分価額 1,972 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,960 円（円未満切捨）に対して 100.61%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 1,842 円（円未満切捨）に対して 107.06%を乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 1,852 円（円未満切捨）に対して 106.48%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上